

議案第二二二号

条件附採用職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例の制定に
ついて

条件附採用職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例を別紙
のとおり制定する。



昭和四十一年三月十一日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和四拾四年参月拾八日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

条件附採用職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十九条の二第二項の規定に基づき、条件附採用期間中の職員及び臨時的に任用された職員の分限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(分限)

第二条 任命権者は、条件附採用期間中の職員が次の各号の一に該当する場合において、その責に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- 一 職制若しくは定数の改廢又は予算の減少により降職又は過員を生じた場合
- 二 勤務実績の不良なこと。心身に故障があることその他の事実に基づいてその職に引き続き任用しておくことが適当でないと認められる場合

第三条 任命権者は、臨時的に任用された職員が次の各号の一に該当する場合において、その責に反してこれを免職することができる。

- 一 勤務実績が良くない場合
 - 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
 - 三 前二号に規定する場合のほか、その職に必要な資格性を欠く場合
 - 四 廢職又は過員を生じた場合
 - 五 天災地変その他やむをえない理由のため事業の継続が不可能となつた場合
 - 六 刑事事件に関し起訴された場合
- (この各例の実施に関し必要な事項)

第四条 この各例の実施に関し必要な事項は、任命権者が市長と協議して定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。